

答 申 第 1 号  
令和8年6月16日

串本町選挙管理委員会  
委員長 田中 正文 様

串本町情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 網 康 秀

審査請求に関する諮問について（答申）

令和8年1月16日付串選第61号にて、串本町情報公開条例第21条第1項の規定に基づく諮問のありました件につきまして、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

串本町選挙管理委員会が行った公文書非開示決定（令和7年10月14日付串選第57号）は、妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の開示請求

令和7年10月7日、審査請求人は、串本町選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）に対し、串本町情報公開条例（平成17年串本町条例第9号、以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、令和7年4月13日執行の串本町議会議員一般選挙に係る「令和7年5月9日に行われた開披再点検で摘出した投票」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求をした。

2 実施機関の決定

令和7年10月14日、実施機関は、本件請求文書につき、本条例第6条第6号に該当することを理由として非開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行い、これを審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和7年10月17日、審査請求人は、本件処分を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和8年1月16日、実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人の公文書開示審査請求書、反論書、口頭意見陳述における主張の要旨は以下のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書である投票用紙の現物の複写または写真の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

- (1) 本件請求の目的は、開披再点検において摘出された投票用紙の有効・無効判断の正確性を検証することで選挙の公正性を担保することであり、投票の秘密を侵害するものではない。
- (2) 本件処分の通知書には、非開示理由の根拠条文が具体的に示されておらず、手続的瑕疵がある。
- (3) 本件請求文書である投票用紙の現物の複写または写真を開示しても、筆跡等により選挙人を特定できる可能性は抽象的なものにすぎず、投票の秘密が害される具体的危険性がない。
- (4) 他の自治体において疑問票の現物の複写等が公開されていることから、実施機関が行った本件処分は合理性を欠き、裁量権を逸脱ないし濫用するものである。
- (5) 実施機関は、開示請求の対象となる文書を誤認しており、本件処分は判断の前提が間違っている。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の弁明書の内容および口頭意見陳述における説明の内容は、概ね以下のとおりである。

本条例第6条第6号は、法令等により公にすることができないと認められる情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めている。

日本国憲法第15条第4項および公職選挙法第52条は、選挙における選挙人の投票の秘密を保障している。

本件請求文書は、手書きされた選挙の投票用紙であり、その筆跡から選挙人を特定できる可能性がないとはいえず、日本国憲法および公職選挙法が保障する投票の秘密を侵害する情報に該当する。

よって、本条例第6条第6号に定める公文書に該当する。

### 第5 審査会の判断

審査会は、本件審査請求について、必要な調査の結果、以下のとおり判断した。

1 本件請求文書について

本件請求文書は、令和7年4月13日執行の串本町議会議員一般選挙に係る「令和7年5月9日に行われた開披再点検で摘出した投票」の投票用紙の現物の複写または写真である。

2 条例第6条第6号の該当性について

- (1) 条例第6条第1号は、公文書の開示請求があったときは開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、実施機関は開示請求者に対し当該公文書を開示しなければならないと規定する。

そして、同条第6号は、「法令若しくは条例の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による国からの明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報」を非開示情報と定めている。

本件において、実施機関は、本件請求文書が同条第6号の非開示情報に該当することを理由として非開示決定を行っていることから、以下、本件請求文書が同条第6号の非開示情報に該当するかについて検討する。

- (2) まず、日本国憲法第15条第4項は、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない」と規定し、公職選挙法第52条は、「何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名又は政党その他の政治団体の名称若しくは略称を陳述する義務はない」と規定するとともに、同法第227条において、投票の秘密を侵害した者に対して2年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金を定めている。

したがって、投票の秘密を害する一切の行為は、法令によって厳しく禁止されているといえる。

- (3) 次に、選挙の投票用紙現物の複写等の開示が投票の秘密を害するか否かであるが、選挙の投票用紙には、投票した者の氏名は記載されていないため投票用紙を見ただけで当該投票用紙に記入した者が誰であるかを直ちに特定することはできないものの、被選挙人の氏名が直筆で記入されていることからすれば、その筆跡の特徴により投票した者の特定につながる可能性は完全には排除できないというべきである。

そうすると、投票用紙現物の複写等を開示することは、投票の秘密を侵害するものとして法令に抵触する可能性があるものといえる。

- (4) 以上のことからすれば、実施機関が、本件請求文書につき、投票の秘密を侵害するものとして、条例第6条第6号の「法令により公にすることができないと認められる情報」に該当するとし、非開示とする決定を

したことには合理的な理由があり、妥当である。

### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、公文書開示請求の目的が、選挙の公正性を担保することにあり、投票の秘密を侵害するものではないと主張する。

しかし、本件請求文書の開示により投票の秘密が侵害されるか否かという問題と、開示請求がどのような目的をもってなされたかは無関係の事柄あり、開示請求の目的によって、開示・非開示の結論が左右されるものではないことから、かかる審査請求人の主張は、結論に影響を与えない。

- (2) 審査請求人は、非開示決定通知書に非開示とした根拠条文が具体的に示されておらず、手続的な瑕疵があると主張する。

しかし、非開示決定通知書には、根拠条文として条例第6条第6号が示されていることからすれば、根拠条文の特定に欠けるところはない。

- (3) 審査請求人は、本件請求文書である投票用紙の現物の複写または写真を開示しても、筆跡等により選挙人を特定できる可能性は抽象的なものにすぎず、投票の秘密を侵害する具体的危険性がないと主張する。

しかし、本件請求文書の開示により選挙人が特定される可能性が完全に排除することができない以上、これを開示した場合、投票の秘密に対する信頼が揺らぎ、将来の選挙人の投票行動に萎縮的效果をもたらすおそれがある。

したがって、選挙人の特定につながる抽象的な危険であっても、投票の秘密を侵害するものとして法令に抵触する可能性があるというべきであり、選挙人が特定される具体的危険性がなければ投票の秘密が侵害されないとする審査請求人の主張は妥当でない。

- (4) 審査請求人は、他の自治体において疑問票の現物の複写等が公開されていることから、実施機関が行った本件処分は合理性を欠き、裁量権を逸脱ないし濫用している旨主張する。

しかし、他の自治体で投票用紙の現物が開示された例が存在することをもって、本件において実施機関が当然に投票用紙を開示すべきということにはならない。

そして、前述のとおり、実施機関の非開示決定には合理的な理由があることからすれば、その裁量権を逸脱ないし濫用したものとはいえない。

- (5) 審査請求人は、実施機関が開示請求の対象となる文書を誤認しており、本件処分は判断の前提が間違っている旨主張する。

しかし、非開示決定通知書には、非開示決定とした公文書が「令和7

年5月9日に行われた開披再点検で摘出した投票」であることが記載されており、弁明書にも対象文書が「令和7年5月9日に行われた開披再点検で摘出した投票」であることが記載されていることから、実施機関が開示請求の対象文書を誤認し、誤った判断をしたという事情は認められない。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和8年1月16日	・ 諮問書の受理
令和8年2月16日	・ 審議
令和8年3月17日	・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関に対する聴取 ・ 審議
令和8年6月16日	・ 答申

## 串本町情報公開・個人情報保護委員

職名	氏名	役職等
●会長	網 康秀	弁護士
●委員	北野 憲一	行政経験者
委員	隅 清志	学識経験者
委員	平田 正明	司法書士
●委員	山本 昭隆	学識経験者

本件事案については、●印を付した会長及び委員によって審議等を行った。